



宮 崎 県 公 報

平成20年11月10日（月曜日） 第 2032 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商業支援課） 1		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 3
○土地改良区の役員の就退任の届出（3件）……（農村整備課） 1		病院局公告
○家畜伝染病発生の届出（畜産課）……………（畜産課） 3		○入札公告…………… 5
		労働委員会訓令
		○宮崎県労働委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 6

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年11月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西都農業協同組合Aコープさいと店
西都市大字右松2108番地 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
西都農業協同組合 代表理事 緒方安雄
西都市大字右松2071番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役社長 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829-1
隈本恵志（さいと薬品）
宮崎市大塚台東2丁目5-7
株式会社小僧寿し九州本部 代表取締役社長 藤木一元
宮崎市大塚町池の内1127-7
株式会社サンイトミヤ 代表取締役社長 五嶋義雄
宮崎市橋通東3丁目5-24
(変更後) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役社長 羽田正治
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829-1
隈本恵志（さいと薬品）
宮崎市大塚台東2丁目5-7
株式会社小僧寿し九州本部 代表取締役社長 藤

木一元
宮崎市大塚町池の内1127-7
株式会社サンイトミヤ 代表取締役社長 五嶋義雄
宮崎市橋通東3丁目5-24
西都農業協同組合 代表理事 緒方安雄
西都市大字右松2071番地

- 4 変更の年月日
平成21年4月30日
- 5 変更する理由
敷地内に新たに直売所を建設するため
- 6 届出年月日
平成20年10月29日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成20年11月10日から平成21年3月10日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成20年11月10日から平成21年3月10日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇都土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	寺 前 辰 雄	高原町大字蒲牟田6501番地
副理事長	藤 元 義 春	高原町大字蒲牟田2951番地 2
会計理事	山 田 祐 二	高原町大字蒲牟田7633番地
理 事	小 野 義 雄	高原町大字蒲牟田3402番地
理 事	岩 崎 初 男	高原町大字蒲牟田3401番地62
理 事	外 村 勇	高原町大字蒲牟田3406番地
理 事	鴨 次 男	高原町大字蒲牟田3287番地
理 事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	宇 都 博 典	高原町大字蒲牟田4973番地
理 事	池 田 静 男	高原町大字蒲牟田4980番地イ号
監 事	折 尾 雄 二	高原町大字広原4943番地48
監 事	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小 野 義 雄	高原町大字蒲牟田3402番地
副理事長	宇 都 博 典	高原町大字蒲牟田4973番地
会計理事	岩 崎 直 広	高原町大字蒲牟田4912番地 1
理 事	藤 元 義 春	高原町大字蒲牟田2951番地 2
理 事	吉 原 サチ子	高原町大字蒲牟田4972番地
理 事	外 村 勇	高原町大字蒲牟田3406番地
理 事	岩 崎 初 男	高原町大字蒲牟田3401番地62
理 事	鴨 次 男	高原町大字蒲牟田3287番地
理 事	寺 前 辰 雄	高原町大字蒲牟田6501番地
理 事	池 田 兼 義	高原町大字蒲牟田4519番地
監 事	折 尾 雄 二	高原町大字広原4943番地48

監 事	黒 田 修 昭	高原町大字蒲牟田2830番地
-----	---------	----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	今 西 行 男	高原町大字蒲牟田2751番地
副理事長	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1
会計理事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	朝比奈 譲	高原町大字蒲牟田3334番地
理 事	福 元 則 幸	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	福 元 一 郎	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	中 村 学	高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	飯 田 忠 明	高原町大字蒲牟田2732番地
監 事	勝 吉 明 正	高原町大字蒲牟田2939番地
監 事	勝 吉 香	高原町大字蒲牟田3296番地 1

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	今 西 行 男	高原町大字蒲牟田2751番地
副理事長	岩 崎 初 男	高原町大字蒲牟田3401番地62
会計理事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	飯 田 辰 樹	高原町大字蒲牟田2728番地
理 事	福 元 康 人	高原町大字蒲牟田2924番地
理 事	福 元 一 郎	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	田 上 和 春	高原町大字蒲牟田2734番地
理 事	飯 田 忠 明	高原町大字蒲牟田2732番地
監 事	勝 吉 明 正	高原町大字蒲牟田2939番地

監事	勝吉香	高原町大字蒲牟田3296番地1
----	-----	-----------------

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、湯之元土地改良区(高原町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	栢木信治	高原町大字蒲牟田5273
副理事長	有馬一郎	高原町大字蒲牟田6388
会計理事	有馬栄作	高原町大字蒲牟田5630-3
理事	永野富夫	高原町大字蒲牟田7232-1
理事	曾山虎守	高原町大字蒲牟田7500
理事	蒲生地吉正	高原町大字蒲牟田3992-2
監事	西川嘉宏	高原町大字蒲牟田6444-1
監事	新地和廣	高原町大字蒲牟田5627-1

(任期:平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	坂口治利	高原町大字蒲牟田195-2
副理事長	林益雄	高原町大字蒲牟田7510

会計理事	栢木信治	高原町大字蒲牟田5273
理事	園田和利	高原町大字蒲牟田6512
理事	園田正博	高原町大字蒲牟田6441-1
理事	寺前辰雄	高原町大字蒲牟田6501
理事	曾山良蔵	高原町大字蒲牟田7312
理事	松元富男	高原町大字蒲牟田7143
理事	久保田哲尚	高原町大字蒲牟田187
監事	西川嘉宏	高原町大字蒲牟田6444-1
監事	新地和廣	高原町大字蒲牟田5627-1
監事	宇都博典	高原町大字蒲牟田4973

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年11月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
腐蝕病	みつばち	-	20群	西諸県郡野尻町	平成20年8月27日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成20年11月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第112号	(有)中村工業	中村幸雄	宮崎県都城野々美谷町3382-2	一般	建築工事業、大工工事業、管工事業	平成20年9月18日付けで廃業した旨の届	平成20年9月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第381号	(有)小倉建設	小倉義弘	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4573	特定	建築工事業	平成20年9月30日 "	平成20年9月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第381号	(有)小倉建設	小倉義弘	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4573	一般	土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年9月30日 "	平成20年9月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第410号	江平電気(株)	弓削優喜子	宮崎県宮崎市大島町立野1450	一般	消防施設工事業	平成20年9月8日 "	平成20年9月8日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-19)第579号	(有)国分建設	国分 勇一	宮崎県北諸 県郡三股町 大字宮村15 81-2	一般	管工事業	平成20年9月 29日付けで廃 業した旨の届	平成20年9月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第672号	(株)南海組	河野 良人	宮崎県串間 市大字南方 1639	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成20年9月 11日 "	平成20年9月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第1146号	横山建設(有)	横山 功	宮崎県日南 市大字吉野 方7340-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成20年9月 17日 "	平成20年9月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-16)第1429号	江藤産業(株)	江藤 正晴	宮崎県都城 市都北町57 72	特定	建築工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業、内装仕上工事業	平成20年9月 11日 "	平成20年9月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第1429号	江藤産業(株)	江藤 正晴	宮崎県都城 市都北町57 72	一般	土木工事業、電気工事 業	平成20年9月 11日 "	平成20年9月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1440号	(有)迫田組	福満 浩	宮崎県都城 市関之尾町 7049-1	一般	建築工事業	平成20年9月 22日 "	平成20年9月22日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第2145号	(株)橋口組	橋口 俊介	宮崎県児湯 郡木城町大 字高城4375 -1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 管工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、塗装 工事業、造園工事業、 水道施設工事業	平成20年9月 3日 "	平成20年9月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第3544号	船上建設(株)	船上 聖一郎	宮崎県日南 市大字上方 2464	一般	管工事業、塗装工事業	平成20年9月 30日 "	平成20年9月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第4478号	(株)マルシン工 業	山元 信吾	宮崎県北諸 県郡三股町 大字樺山42 44-1	一般	管工事業	平成20年9月 10日 "	平成20年9月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第4746号	小林トーヨー 住器(株)	大久保 忠孝	宮崎県えび の市大字大 河平4654- 19	一般	建具工事業	平成20年9月 8日 "	平成20年9月8日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5443号	(有)竹下建設	竹下 清人	宮崎県えび の市大字上 江 627	一般	防水工事業	平成20年9月 30日 "	平成20年9月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第6441号	(株)北村土木	北村 洋久	宮崎県宮崎 郡清武町大 字今泉丙13 54-4	一般	管工事業、造園工事業	平成20年9月 26日 "	平成20年9月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第6850号	(株)浜川産業	浜川 秋男	宮崎県えび の市大字小 田63-1	一般	管工事業、造園工事業	平成20年9月 18日 "	平成20年9月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第6853号	(有)留野総建	留野 浩明	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字三ヶ野 山1045-6	一般	建築工事業、管工事業、 造園工事業	平成20年9月 29日 "	平成20年9月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第7343号	(有)佐藤住建	佐藤 輝光	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町大字三田 井3741	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工工事業、石工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、ほ装 工事業、内装仕上工事 業、水道施設工事業	平成20年9月 19日 "	平成20年9月19日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-17)第7864号	(株)中央技建	前田 照秋	宮崎県宮崎 市江平東1 -7-15	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装	平成20年9月 24日 "	平成20年9月24日 (全廃業)

					工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業		
宮崎県知事許可(般-17)第7906号	(有)日洋開発	甲斐 洋子	宮崎県日向市原町1-95	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成20年9月1日付で廃業した旨の届	平成20年9月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第8548号	(有)中藤興業	中村 藤男	宮崎県日南市大字殿所字勘場1976	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年9月30日 "	平成20年9月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第8803号	(株)雄電	鎌田 雄二	宮崎県宮崎市大字糸原4310	一般	電気工事業	平成20年9月11日 "	平成20年9月11日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第11209号	(有)あらたけ技建	荒武 正一	宮崎県南那珂郡北郷町大字北河内8266	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成20年9月2日 "	平成20年9月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第11286号	ハウスサービス社	成合 絹代	宮崎県日向市曾根町2-156	一般	建築工事業	平成20年9月30日 "	平成20年9月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第11450号	(株)アイテクノ	池田 純一郎	宮崎県都城市太郎坊町934-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成20年9月11日 "	平成20年9月11日(全廃業)

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年11月10日

宮崎県病院局長 甲斐 景早文

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 核磁気共鳴断層撮影装置2式（設置に必要な工事を含む）
- (2) 委託業務 核磁気共鳴断層撮影装置保守業務
- (3) 購入物品の特質及び委託業務の内容等 入札説明書による。
- (4) 物品納入期限 平成21年3月31日
- (5) 契約期間 契約日から平成27年3月31日まで（委託業務の期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日まで）
- (6) 納入場所 県立延岡病院及び県立日南病院
- (7) 入札方法 (1)の購入物品及び(2)の委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る本件契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(5)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契

約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の支出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明する書類を平成20年11月21日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- | | |
|--|---|
| <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086</p> <p>(2) 期間 平成20年11月10日から平成20年12月22日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課</p> <p>(2) 期間 平成20年11月10日から平成20年12月22日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 6 階 161号室 住所 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>(2) 日時 平成20年11月21日午前11時</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課</p> <p>(2) 提出期限 平成20年12月22日午後 5 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 6 階 161号室 住所 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>(2) 日時 平成20年12月24日午前11時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県病院局財務規程 (平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号) 第81条の規定による。</p> | <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県病院局経営管理課財務担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic Resonance Imaging 2 set</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 22 December, 2008</p> <p>(3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10, Tachibanadori Higasi, Miyazaki-City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7086</p> |
|--|---|

労働委員会訓令

宮崎県労働委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成20年11月10日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

宮崎県労働委員会訓令第 1 号

宮崎県労働委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮崎県労働委員会文書取扱規程 (平成19年宮崎県労働委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 一般文書には、「宮崎労委」の記号の後に総合文書管理システムにより一連番号をつけるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 一般文書には、「宮崎労委」の記号の後に<u>文書管理システム</u>により一連番号をつけるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。